

処 分 基 準

基準の名称	施用上の注意等の表示命令に係る処分基準	
法令等名	根拠条項	許認可等・処分の概要
肥料の品質の確保等に関する法律	第21条	施用上の注意等の表示命令
基準の内容		
<p data-bbox="236 633 858 663">第21条の規定による施用上の注意等の表示命令</p> <p data-bbox="205 667 1406 696">第21条の規定による施用上の注意等の表示命令に係る処分の基準は、同条に規定されている。</p> <p data-bbox="252 772 616 801">(施用上の注意等の表示命令)</p> <p data-bbox="205 806 1452 940">第21条 農林水産大臣又は都道府県知事は、必要があると認めるときは、その登録若しくは仮登録をした普通肥料又はその受理した届出に係る指定配合肥料の生産業者又は輸入業者に対し、当該肥料の施用上若しくは保管上の注意又は原料の使用割合その他その品質若しくは効果を明確にするために必要な事項を該当肥料の容器又は包装の外部に表示すべき旨を命ずることができる。</p>		